財政の健全化判断比率(速報値)について

1 財政の健全化判断比率(速報値)の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成 20 年度決算を基に健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付して9月議会に決算認定の中で報告する。

市は、議会への報告を経た後、10月5日版広報及びホームページなどにより、市民等への公表を行う。

2 財政の健全化判断比率(速報値)について

健全化判断比率と早期健全化基準及び財政再生基準

	牧之原市の数値		早期健全化基準	財政再生基準
	(H20決算)	(H19決算)	(H20牧之原市の場合)	別以丹王鏊华
実質赤字比率	•	-	13.10%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	18.10%	40.00%
実質公債費比率	19.4%	19.2%	25.00%	35.00%
将来負担比率	149.2%	148.7%	350.00%	

上記のとおり、牧之原市の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、 同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要である。

ただし、この 4 指標の基準は、財政状況がかなり逼迫しないと上回らない基準である。また、実質公債費比率は、起債同意基準を上回っているので公表済みの公債費負担適正化計画を遵守し、一刻も早く同意団体になるよう財政の健全化に努力する。(都市計画税等の財源を算定方法に組入れない従前の方法による算定では 21.9%となる。)

将来負担比率では、都市計画税の廃止に伴い充当可能特定歳入が大幅に減少し、20%を超える率の上昇を見込んだが、債務負担・組合負担金などの残高の減や充当可能な基金の増(財政調整基金、減債基金)により、微増となった。

3 資金不足比率(速報値)について

公営企業会計における資金不足比率と経営健全化基準

		水道事業会計	農業集落排水	榛原総合病院組合	経営健全化基準
		ne-ran	事業特別会計	病院事業会計	MC II (C T I O E T
資金	H20決算	-	-	5.3%	
不足 比率	H19決算	-	-	7.0%	20.0%

公営企業会計でも、**市直営事業**では資金不足は発生しておらず、**経営健全化計画の策定は** 不要である。

また、管理者となっている**榛原総合病院組合**においても資金不足額は、3 億円弱となっているが、資金不足率は、5.3%と基準内で**経営健全化計画の策定は不要である。**